

清 掃 活 動 実 施 要 項

令和 8 年度 三方五湖一斉清掃および海岸一斉清掃

当町では、三方五湖一斉清掃を三方五湖保全対策協議会が実施主体となり、各種団体や企業および地元ボランティアの協力を得て春と秋の年 2 回実施している。また、海岸一斉清掃も行い、より一層の環境美化を図る。

■三方五湖一斉清掃

三方五湖は平成 17 年 11 月 8 日にラムサール条約登録湿地として認定され、さらに平成 31 年 2 月 15 日には日本農業遺産として認定された。

この清掃活動を通じて、参加者に三方五湖の環境保全の重要性を感じてもらい、若狭町と美浜町が一体となって三方五湖の環境保全の更なる推進を図る。

記

主 催 者 : 三方五湖保全対策協議会（若狭町・美浜町）
参 加 者 : 三方五湖保全対策協議会会員
県議会議員、町議会議員、協力企業・団体、ボランティア
日 時 : 令和 8 年 9 月 27 日（日） ※小雨決行
受付：午前 8 時 00 分～ 開会式：午前 8 時 30 分～
参 加 費 : 無料
集合場所 : 三方青年の家駐車場（駐車場：縄文ロマンパーク）
作業内容 : 三方五湖（三方湖・水月湖・菅湖）沿いのごみ拾い
日 程 : 午前 8：00～ 受付：三方青年の家駐車場
午前 8：30～ 開会式、作業説明
開会式終了後、清掃場所へ移動
午前 9：00 清掃開始
午前 11：00（目途） 清掃作業終了、順次解散

■海岸一斉清掃

若狭町の重要な観光資源である町内 6 海岸を清掃することで、きれいな海と生き物を守るとともに地域住民や観光客の環境保全に対する意識の向上を図る。また、海岸の美観を維持することで、不法投棄等の防止を図る。

記

- 主 催 者 : 若狭町
- 参 加 者 : 町内6海岸地区の区民
町議会議員、協力企業・団体、ボランティア
- 日 時 : 令和8年9月27日(日) ※小雨決行
受付・清掃開始: 午前9時00分～
- 参 加 費 : 無料
- 集合場所 : 各海岸
- 作業内容 : 海岸(常神・神子・小川・遊子・塩坂越・世久見)沿いのごみ拾い
- 日 程 : 午前 9:00 受付・開会式を行い、清掃開始
午前11:00(目途) 清掃作業終了、順次解散
- 共通事項 : ●小雨決行(雨具は必要に応じ各自持参)
●気象状況、地震等の災害、事件および事故等により中止する
場合がある。
●中止の場合は午前6時40分頃に有線放送を実施。また、町
のホームページにも掲載する。
●飲料の配布はしない。
●小学生以下は保護者同伴での参加とする。
●盗難及び紛失等および駐車場内でのトラブルについて、一切
責任を負わない。
●H A P I P O(ハピポ)の対象活動。
●デコ活ふくい「ふく eco アプリ」の対象活動。

【申込・問い合わせ先】

事務局

若狭町役場 環境安全課

〒919-1393

福井県三方上中郡若狭町中央1-1

TEL: 45-9126

FAX: 45-9113

メール oota-ak@town.fukui-wakasa.lg.jp